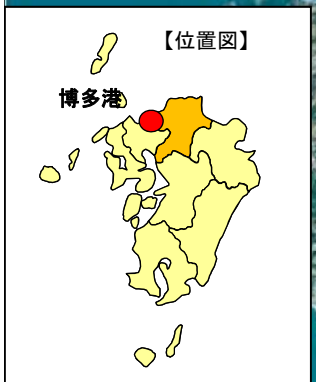


# 博多港 港湾計画 一部変更

平成25年6月27日  
交通政策審議会  
第52回港湾分科会  
資料 5



【凡例】  
○ 計画変更箇所



平成24年3月撮影

# 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律

【公布】平成23年3月31日

【施行】港湾の種類の見直し関係:平成23年4月1日

基本方針関係 :平成23年9月15日

港湾運営会社関係 :平成23年12月15日

我が国の港湾の国際競争力の強化等を図るため、港湾の種類について国際戦略港湾及び国際拠点港湾を追加する等の見直しを行い、これらの港湾において国土交通大臣が行う港湾工事の範囲及びその費用に係る国の負担割合を定めるとともに、これらの港湾におけるコンテナ埠頭等を一体的に運営する株式会社の指定及び当該埠頭等を構成する行政財産の貸付けに係る制度を創設する等の所要の措置を講ずる。

## 選択と集中

### ○ 港湾の種類の見直し

我が国港湾の国際競争力強化のため、国際コンテナ戦略港湾を港湾の種類として新たに「国際戦略港湾」と位置付けるとともに、特定重要港湾の名称を「国際拠点港湾」に改める。

### ○ 直轄港湾工事の国費負担率の引き上げ及び対象施設の拡充

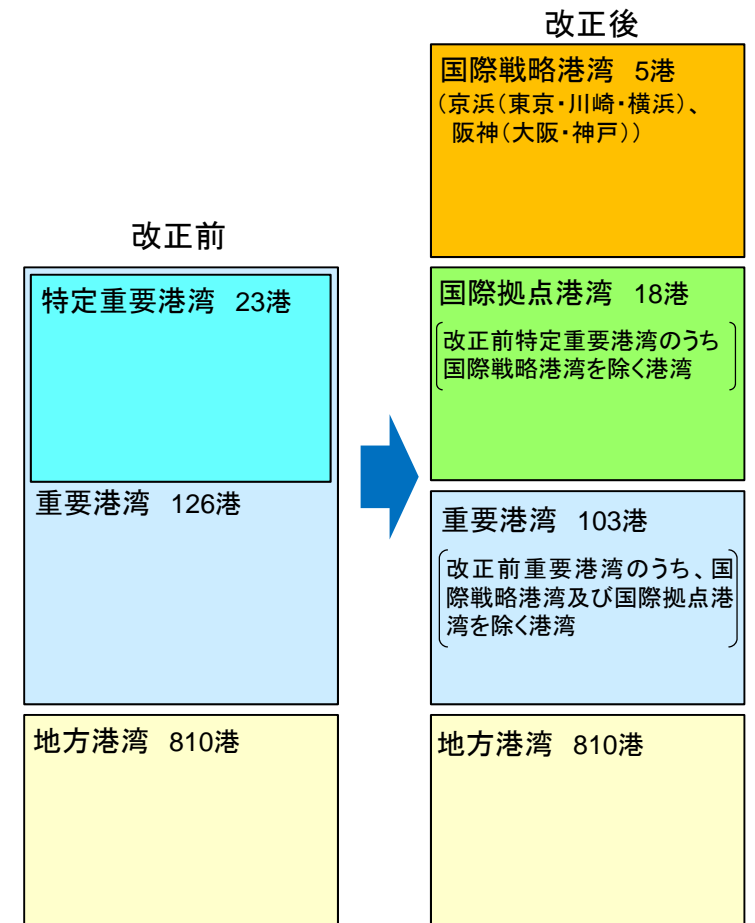
国際戦略港湾における高規格コンテナターミナルの係留施設(水深16m以上の耐震強化岸壁)について、直轄港湾工事の国費負担率を7/10とする。これに附帯するコンテナヤードを直轄港湾工事の対象施設に新たに追加する。(国費負担率は2/3)

### ○ 港湾運営会社制度の創設

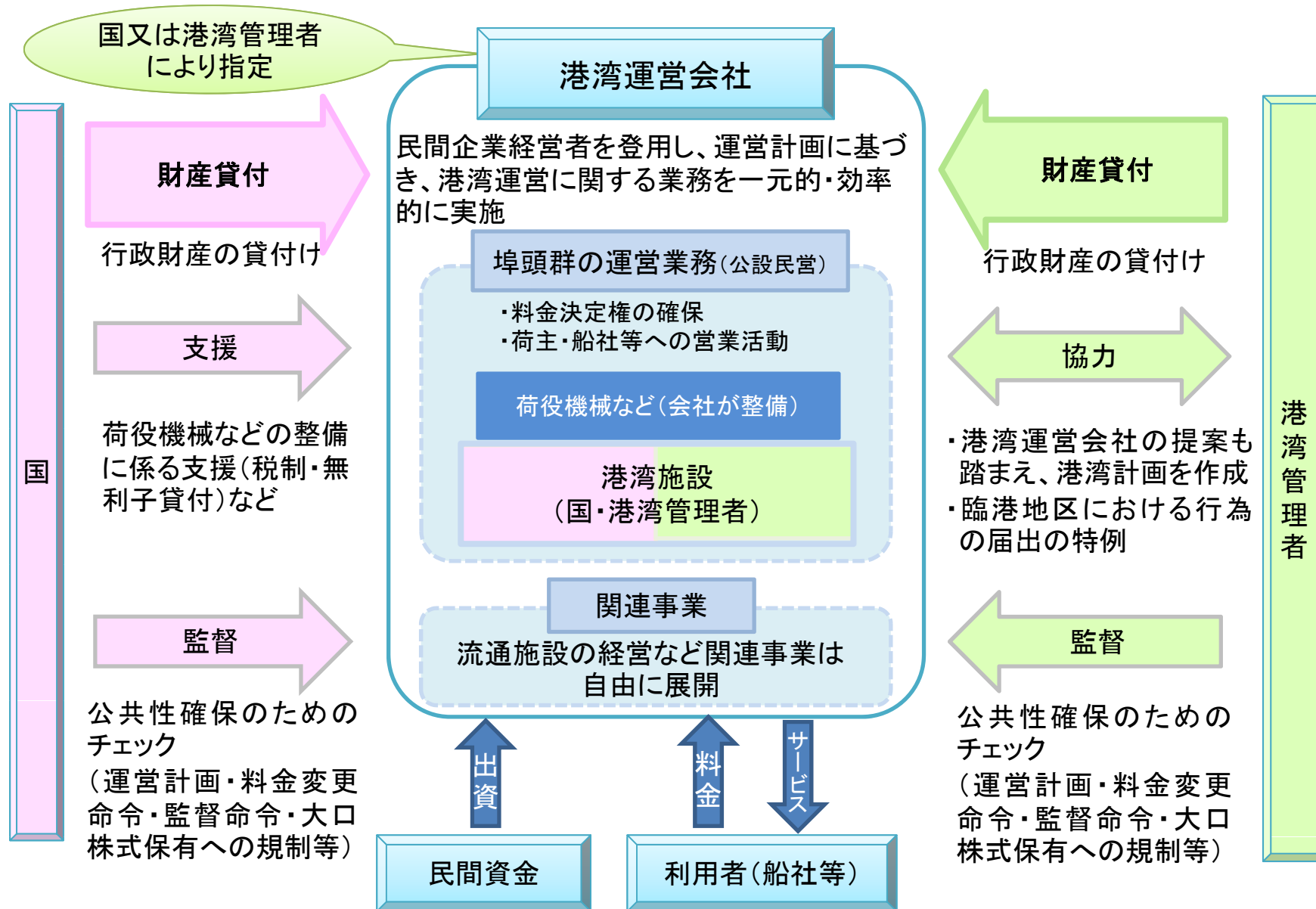
港湾運営会社制度を創設し、国際戦略港湾及び国際拠点港湾に導入する。

### ○ 港湾運営会社に対する無利子貸付制度の創設

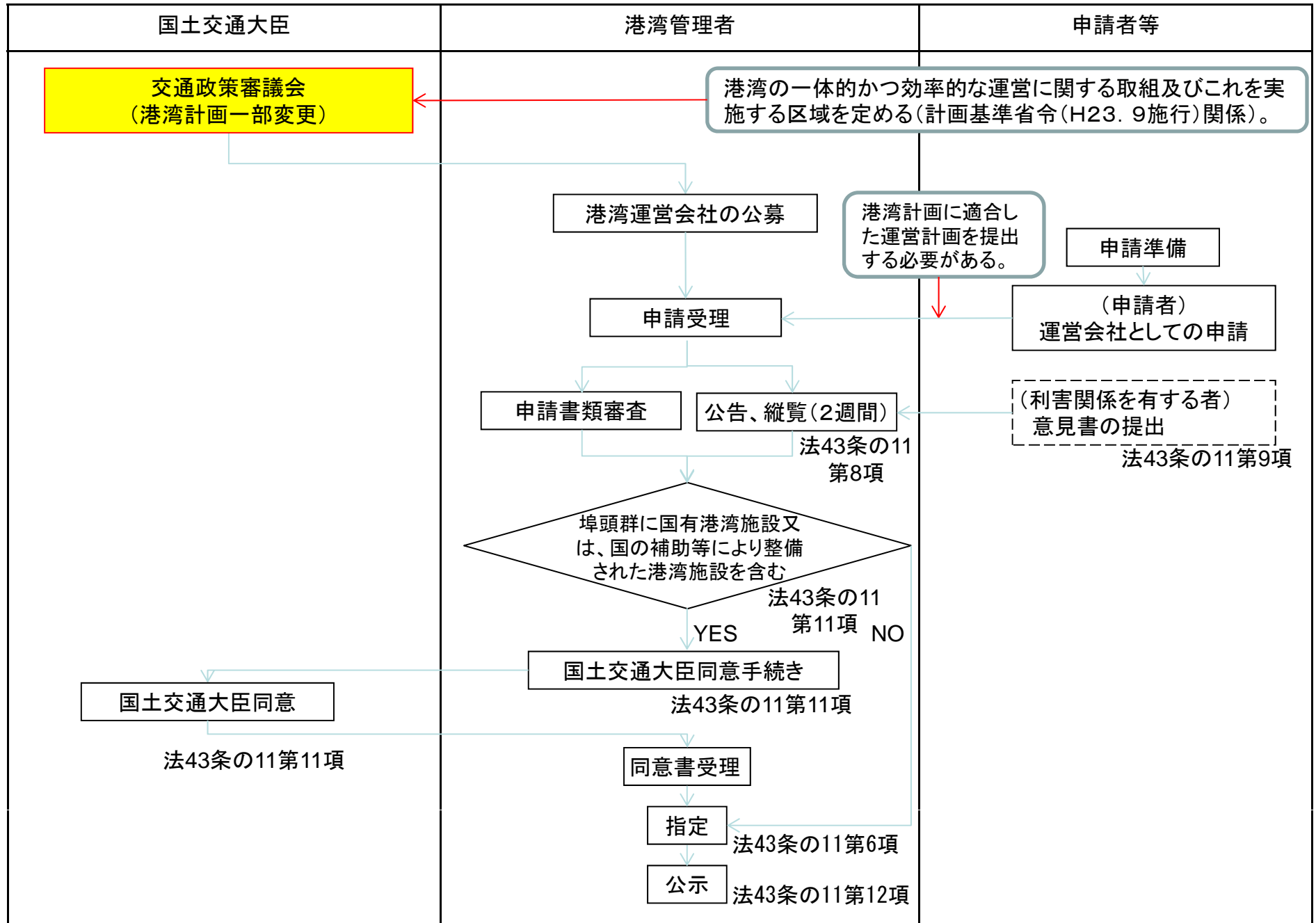
現在、公社等に限定されている無利子貸付金の貸付対象を国際戦略港湾及び国際拠点港湾における港湾運営会社に拡大する。



# 港湾運営の民営化



# 博多港における港湾運営会社指定までの流れ



# 港湾の効率的な運営に関する事項（アイランドシティ地区、香椎パークポート地区）

民間の能力を活用し、港湾の一体的かつ効率的な運営の促進を図るため、コンテナ、RORO、フェリー（離島航路を除く）用の全ての埠頭を対象に、「効率的な運営を特に促進する区域」を計画する。

## アイランドシティコンテナターミナル

【既定計画】

水深15m 岸壁2バース（うち1バース未整備）延長700m

水深14m 岸壁1バース 延長330m

【利用状況】

平成23年コンテナ貨物量：約45万TEU（輸出約23万TEU、輸入約22万TEU）

【利用形態の見直しの検討が必要な区域】

【アイランドシティ地区】

国際RORO船が就航しているが、平成25年度に箱崎埠頭へ移転予定。移転後の利用形態については、関係者との調整が必要であり、今回は利用形態の見直しが必要な区域とした。

【利用形態の見直しの検討が必要な区域】

【香椎パークポート地区】

国内RORO船の他、フィリピン等とのバナナ輸入の専用船が就航。今後の利用形態については、関係者との調整が必要であり、今回は利用形態の見直しが必要な区域とした。

## 香椎パークポートコンテナターミナル

【既定計画】

水深13m 岸壁2バース 延長600m

【利用状況】

平成23年コンテナ貨物量：約28万TEU（輸出約13万TEU、輸入約14万TEU）

凡例



効率的な運営を特に促進する区域



利用形態の見直しの検討が必要な区域

# 港湾の効率的な運営に関する事項（箱崎埠頭地区）



## 国内・国際RORO

### 【既定計画】

水深7.5m 岸壁4バース 延長520m

### 【利用状況】

国内RORO（東京）が週6便就航。

平成23年取扱貨物量：315万トン

平成25年度にアイランドシティ地区から

国際ROROが移転予定。

## （参考）現在の利用状況



## 凡例



効率的な運営を特に促進する区域

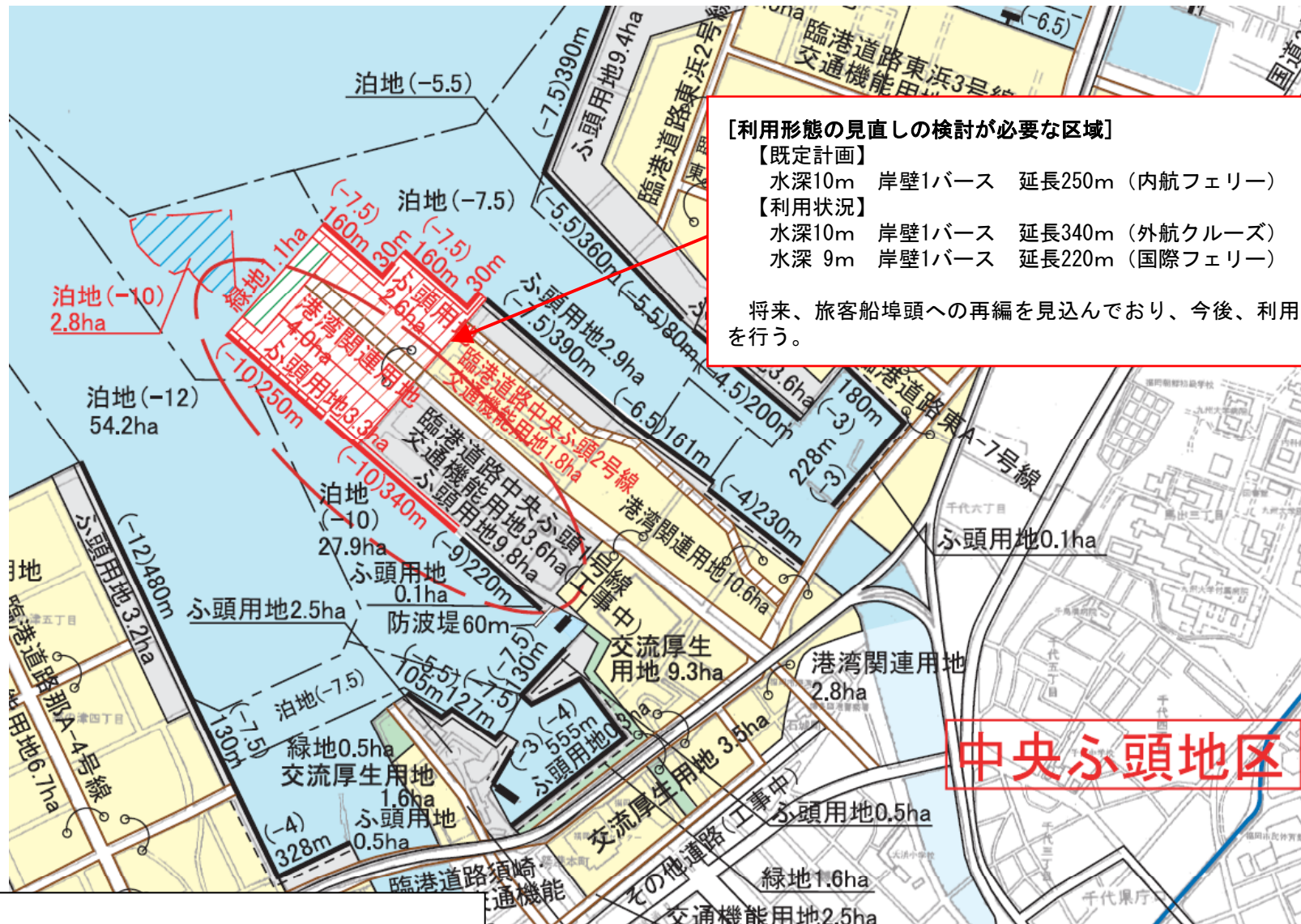


利用形態の見直しの検討が必要な区域



効率的な運営を特に促進する区域

# 利用形態の見直しが必要な区域（中央埠頭地区）



## 【利用形態の見直しの検討が必要な区域】

### 【既定計画】

水深10m 岸壁1バース 延長250m（内航フェリー）

### 【利用状況】

水深10m 岸壁1バース 延長340m（外航クルーズ）

水深 9m 岸壁1バース 延長220m（国際フェリー）

将来、旅客船埠頭への再編を見込んでおり、今後、利用形態の見直しを行う。

中央埠頭地区

## 凡例

【  】 利用形態の見直しの検討が必要な区域

# 確認の視点

確認事項	国としての確認の視点 基本方針 <sup>※</sup>
<p>港湾の効率的な運営に関する事項</p>	<p>VI 港湾の効率的な運営 1 民間能力の活用による港湾運営の効率化</p> <p>特に、国際海上コンテナ輸送においては、船舶の大型化の進行とともに、アジア域内での貨物量の急激な増加を背景に、基幹航路の維持・拡大を巡り、東アジアにおいて港湾間の国際競争が激化しており、戦略的な港湾運営が極めて重要となってきている。</p> <p>(略)</p> <p>地域における産業や経済の実情等の港湾を取り巻く状況を勘案しながら、これらの制度を活用し、我が国においても民間の能力を活用した港湾運営の効率化を進める。</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)